

佐賀市発達障がい者トータルライフ支援検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 発達障がい者の乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた、切れ目のない一貫した支援を実施することで、発達障がい者が自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がい者に関する施策について協議し、又は当該施策に関し提言・助言及び評価・検討を行うため、佐賀市発達障がい者トータルライフ支援検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる組織に属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関・学識経験者
- (2) 関係教育機関・保育所
- (3) 商工関係団体・就労支援機関
- (4) 福祉関係団体
- (5) 障がい者団体
- (6) 関係行政機関
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、佐賀市障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱された佐賀市発達障がい者トータルライフ支援検討委員会の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。